

公益財団法人星総合病院 情報公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第二項に則り情報を公表する。

対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

男女の賃金の差異

	全労働者の差異	医師を除く労働者の差異
全ての労働者	54.5%	85.2%
うち正規労働者	62.3%	88.2%
うち非正規労働者	33.7%	80.4%

(注釈・説明)

医師に占める男性の割合が大きいため、男女の賃金の差異が生じている。

管理職に占める女性労働者の割合

	女性労働者の割合
全ての労働者	48.3%

男女別の育児休業取得率

	男性	女性
全ての労働者	33.3%	100.0%
うち正規労働者	33.3%	100.0%
うち非正規労働者	該当者なし	100.0%

男女別の育児休業平均取得期間

	男性	女性
全ての労働者	42.0日	319.3日
うち正規労働者	42.0日	322.0日
うち非正規労働者	該当者なし	306.2日